

第3次金沢市建築物耐震改修促進計画骨子案についての パブリックコメントでの意見の概要と金沢市の考え方

1. 募集期間：令和2年11月24日（水）～12月23日（水）

2. 意見総数：37件（7人）

3. 提出方法：電子メール（7人）

4.	参照	意見の概要	金沢市の考え方
(1) 耐震化の施策について			
①	第2章3	「木造密集地を含むまちなか区域」と記載されているが、郊外の特別消防対策区域は含まないのか。	貴見のとおりです。全住宅戸数に対する旧耐震基準により建築された住宅戸数の割合が、まちなか区域内は6割以上と高いことから、まちなか区域を重点区域としております。
②	第2章3	重点的に取り組む区域・路線にある建築物の所有者は、具体にはどのような取り組みを進めていけば良いのか。	建築物の所有者に対する耐震意向調査では、建築物の多くは耐震診断が未実施であり、耐震性が不明でした。これを踏まえ、まずは耐震アドバイザー制度等による専門家への相談や耐震診断の実施により耐震性を把握し、耐震改修・建替等、建築物の活用方針を決定することが重要と考えております。
③	第3章1	重点的に取り組む区域・路線に対する具体の施策は「耐震診断の推進」であるが、より耐震化を促進するため、解体・建替に対する支援制度が必要ではないか。	計画では、支援や環境整備の方向性を示すこととしており、具体の補助制度の運用や相談体制の拡充などは、計画期間内において予算措置も含めて検討してまいります。
④	第3章2	耐震化を進めるには支援や環境整備が最も大切であり、このことについて、もう少し具体の取り組みについて触れる必要があると考える。	計画では、支援や環境整備の方向性を示すこととしており、具体の補助制度の運用や相談体制の拡充などは、計画期間内において予算措置も含めて検討してまいります。
⑤	—	現に住まわれている家屋の耐震改修工事は、仮住まいが必要となる場合があり、家賃や引越し費用補助があれば、より取り組みやすいと考える。	類似する工事内容であっても、居住者によって仮住まいの要否が異なるなどの課題があるため、耐震改修工事は建築物本体に対する支援において拡充を図っております。なお、居住者の負担軽減のため、施工範囲が少なく住みながらの改修も可能な「低コスト工法」による補強を導入したところであり、当該工法の普及に努めてまいります。
⑥	—	脱炭素社会の実現、リフォームと合わせた耐震補強のPRのため、断熱改修をセットとした耐震改修補助制度は考えられないか。	耐震改修と断熱改修はその目的が異なることから、これらをセットとした補助制度の創設は考えておりません。なお、工事内容によっては「高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業」など、他の補助金との併用が可能となります。

(2) 減災化の施策について			
⑦	第2章1	建物全体を改修することへの金銭的負担、抵抗感を多く見聞きした経験上、「耐震化」に加え「減災化」にも取り組むという部分は大変意義のあることと考える。	本骨子案を支持していただくご意見として承ります。
⑧	第2章1	計画の基本理念にある「総合的な震災対策」とはどのようなことを示すのか、減災化とのつながりをもう少し説明がほしい。また、将来的にパンフレット等で具体的な内容を周知していくのか。	これまでの耐震改修促進計画では、建築物全体の耐震改修など「耐震化」による震災対策を促進してきました。一方、建築物の老朽化や所有者の高齢化等により、耐震化に抵抗を感じる所有者も少なくなく、耐震化の推進における課題になっていることから、耐震化を補う対策として「減災化」も位置付けることで、「総合的な震災対策」に取り組んでまいります。
⑨	第3章1	「人命を守る」という大前提においては、寝室のシェルター化や部分的な補強等でも十分と考えるため、補助制度においても多岐にわたった補強方法に柔軟に対応していただきたい。	「減災化」の具体的な内容は、段階的な耐震改修、耐震シェルターの設置、家具の転倒防止対策等が挙げられます。これら減災化の手法については技術的な検討も行い内容の充実を図ると共に、パンフレットや相談会等を通じて市民・事業者等へ周知・啓発してまいります。
⑩	第3章1	「減災化」に、主要な居室（寝室等）のシェルター化は含まれるのか。	
⑪	第3章1	段階的な耐震改修を許容し、柔軟な施策を検討してはいかがか。	
⑫	第3章1	減災化の施策に賛成である。所有者ができることからして、部分的な耐震補強、耐震シェルターの設置、感震ブレーカー等への補助を検討してはいかがか。	
⑬	第3章1	減災化対策の1つである「段階的な補強」とは、具体的にどのような手法か。	地震時における安全な空間の確保を目的とした主要な居室の「一室補強」の他、1階のみ耐震基準を満たす「階別型補強」、建築物全体を7割程度の耐震基準とする「評点型補強」等が挙げられます。
(3) 関係機関等との連携について			
⑭	第2章2 第3章3	まちなか区域に多く存在する金澤町家（伝統構法）への対策が重要であるため、金澤町家と一般住宅（在来工法）の家屋を区分し、耐震化や減災化の施策を明確にする必要がある。	一般住宅（在来工法）については本計画に基づき取り組み、金澤町家（伝統構法）の耐震化については専門性も必要とすることから、所管の課と連携し、それぞれに適した対策で取り組んでまいります。
⑮	第3章3	現状の金澤町家を対象とした補助制度は内容が高度であり、運用上大変利用が難しい。金澤町家に適用可能な部分補強の開発を行う必要がある。	
⑯	第3章3	一般住宅（在来工法）と金澤町家（伝統構法）との違いをアドバイスできるようにする必要がある。	

⑰	第3章3	住宅金融支援機構の「リフォーム融資（耐震改修工事）」との連携が大事である。	石川県が主体となる県内自治体や住宅金融支援機構等によって構成される「いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会」を通じて、更なる連携の強化を図ってまいります。
⑱	第3章3	耐震補助制度のほか、空き家や金澤町家に係る支援制度等、住まいに関連する制度を一元化できないか。	金澤町家や空き家はそれぞれの政策的な目的があることから、所管の課を中心に関係課連携を図り、各種制度の利用促進に努めてまいります。
⑲	第3章3	空き家の状態が一定期間経過したものは強制的に撤去、売却の斡旋等行うことは、多くの災害に対して有効と考えられるため、広い意味での「減災化」という位置付けに制度化できないか。	空き家関連施策の所管課と連携し、定住・移住の促進を目的とした空き家のリフォーム補助や業界団体のネットワーク等も活用し、取り組んでまいります。
(4) 啓発に係る取り組みについて			
⑳	第1章3	過去の地震遍歴、被害予測、発生確率、気象庁震度階級、地震による死因等について、分かりやすく伝えることが必要である。特に、熊本地震や大阪府北部地震を引き合いに、森本・富樫断層帯による地震発生確率が高いことを周知し、地震を身近に感じてもらうことが重要である。	市民がより地震を身近なものとして認識いただけるよう必要な情報を精査し、周知・啓発してまいります。
㉑	第4章1	昭和56年6月から平成12年5月までに建築された木造住宅に対しても啓発が必要ではないか。	過去の地震被害の状況からも課題のある建築物であると認識しておりますが、まずは倒壊等の確率が高い昭和56年5月以前に建築された建築物の耐震化・減災化を促進してまいります。
㉒	第4章1	将来相続人となる子ども世代等、幅広い世代に啓発活動を行うことが重要である。	マスメディアの活用や児童・生徒を対象とした防災教育等により、周知・啓発に努めてまいります。
㉓	第4章1	耐震補強を行い、災害時に自宅で過ごせるメリットの周知が必要である。	耐震化のメリットとして、在宅避難の有効性を示してまいります。
㉔	第4章1	所有者の耐震化への関心増大として5か年計画を有効に活用するため、年度ごとに重点地区を設定し、その地区へ戸別訪問、セミナー・相談会等を実施してはどうか。	年度ごとに具体の取り組みを示す「金沢市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき、市民向け相談会や特別消防対策区域を中心とした戸別訪問を実施し、周知・啓発に努めてまいります。
㉕	第4章2	「モデル地区の設定」とあるが、想定している地区はあるのか。	重点的に取り組むこととする「まちなか区域」のうち、防災まちづくりに関心の高い地区を想定しております。
㉖	第4章2	耐震性に見える化ツールとして「wallstat」の活用はどうか。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。

(5) その他				
⑳	第1章2	「所有者の2/3が高齢者」を「所有者の2/3が65歳以上」としてはどうか。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。	
㉑	第1章2	「将来への不安等」を「将来への生活不安等」としてはどうか。		
㉒	第1章2	「減災化の選択」を「安価な耐震改修の選択」としてはどうか。		
㉓	第1章2	「2耐震化の現状」と「3想定される地震と被害の予測」を入れ替えてはどうか。		
㉔	第2章1	「人命を守る性能・設備を有する建築物」を「住宅倒壊から人命を守る建築物」としてはどうか。		
㉕	第2章2	「一定高さ・規模の建築物であるため、高額な工事費が懸念されることから、耐震診断の実施を先行します。」を「一定高さの建築物については、耐震性を把握するため、耐震診断の実施を先行します。」としてはどうか。		
㉖	第2章3 第3章1	第2章にて重点的に取り組む区域・路線を具体的に示しているため、第3章以降はその区域名・路線名を記載したほうが明確ではないか。		
㉗	第3章1	「費用や工事による負担を軽減する、段階的な耐震補強の推進」を「補助金の活用による段階的な耐震補強の推進」としてはどうか。		
㉘	第3章3	「不動産、FP」とあるが、具体的な団体名を記載すべきではないか。		
㉙	—	多くの市民に耐震補助制度を利用してもらうため、申請手続きの簡素化が必要と感じる。		
㉚	—	簡易で安価な工法による設計・施工の推進には賛成だが、採用にあたり高い技術力が必要となる。設計・監理の独立性担保の観点から、耐震設計・工事監理についても独立した補助制度が望まれる。		簡易で安価な工法については、「いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会」主催の講習会等により、事業者の技術力向上に努めてまいります。なお、住宅に関する耐震設計については、国の制度を参考に今後の課題とさせていただきます。